

戸籍にフリガナが付きます

2025年
5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書

**誤っている場合は
必ず届出をしてください**

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
----	----------------

【氏の振り仮名】

氏	法 務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京 子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ

名の振り仮名の届出が可能な方 ①～④の方が個別に届出可能です。
(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

フリガナをまず確認！

正しい場合は、届出の
必要はありません！

誤っている場合は
届け出てください
マイナポータルでも届
出ができます

2026年
5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます

【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかりません。
届け出をしなくても罰則はありません。

お問い合わせ（フリガナ専用コールセンター）

0570-05-0310

鴨川市市民福祉部市民生活課

04-7093-7831

フリガナのルール
詳しくはこちら→

